

特 251

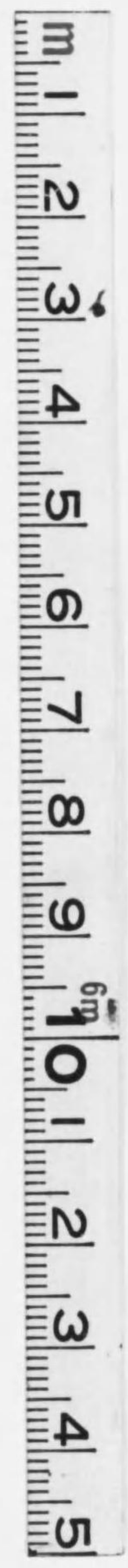
991

青 年 會 叢 書
第 四 編

忠 孝 論

廣島文理科大學教授
金光教々義講究所講師
文學博士 清原貞雄先生講述

金光教青年會聯合本部



始



特251
991

青 年 第 四 會 叢 編 書

廣島文理科大學教授
金光教々義講究所講師

文學博士 清原貞雄先生講述

忠 孝 論

金光教青年會聯合本部



金光教青年會聯合本部



發行所寄贈本

發行所寄贈本

はしがき

本篇は昨年八月當聯合本部主催の青年會幹部講習會に於ける清原先生の御講述の筆記であつて、それに更に先生の嚴密なる校閲と周到なる補正とを受けたものである。我國民道徳の研究者として我が學界の第一人者であられる先生の「忠孝論」を公にする機會を得たことは吾等の無上の喜びとする所である。こゝに青年會叢書第四編としてこれを出版するに當り深く先生の御好意を謝する次第である。

昭和八年二月

金光教青年會聯合本部

目次

一 忠孝研究の必要……………一

二 忠孝に對する一般的考察と特殊の考察……………三

三 社會道徳としての忠……………五

四 西洋に於ける特殊道徳としての忠……………七

五 西洋に於ける一般道徳としての忠義論……………九

六 日本に於ける忠君論……………一二

七 國家の意義とその見地からの忠……………一三

八 自由平等論よりの忠君否定論とその誤謬……………一五

九 支那に於ける孝の絶對性とその理論……………一七

一〇 西洋の孝道思想……………一八

一一 日本に於ける孝道とその理論……………二〇

一二 孝道に就ての功利的の見方と純理的の見方……………二二

一三 我が國民道徳としての忠……………二四

一四 我が國民道徳としての孝……………二六

一五 忠孝一致……………二七

敬天堂藏本

忠孝論

文學博士 清原貞雄先生講述

一 忠孝研究の必要

この金光教青年會の幹部講習會に、不肖私がその末席をけがす事を光榮と致す次第であります。私の掲げました題は、忠孝論といふことになつて居ります。日頃信仰の世界に生ておいでになり、感激の生活を續けて居られる皆さんに對し、私の申し上げることは、稍理窟であり、餘程日頃の生活と違つた気分があると考へるのであります。或はこういふ宗教團體としての講演にはそぐはないかも知れません。乍併この忠孝といふことは、金光教における信仰の世界

とも相當に關係深きものと考へますから、あえて斯の如き論題を撰んだ次第であります。或は理窟に終始したお話を申上げること亦考へ方によると、日頃の生活と違つた所に、違つた世界に皆さんを引入れる譯でありまして、自ら目先の變つた氣分を與へることが出来る所に、又意義があると云へます。私が四時間に涉つて申上げることが、主として理窟であり、理論であります故、稍御退屈を感じ御辛抱を要するかも知れませんが、どうか御辛抱下さらんことを希望致します。

忠は我國體の上から、我國民道德の第一義で、こゝにいふ點に於て日本國民と致しましては、先づ第一に研究して置かなければならない問題であるのみならず、この忠の原理は、之を擴充致します時は凡ゆる社會生活の基本となる。斯う云ふ點に於きまして又日本國民のみならず、如何なる國の國民も研究しなければならぬ問題であると、私は考へて居ります。孝は百行のもとであるといふことは支那の聖人が夙に喝破した所でありまして、總ての社會の道德生活における基本であるといふ點におきまして、之も亦如何なる國民にとりましても研究を要する問題であります。又我國におきましては、忠をもつて國民道德の第一義とするが故に、自然孝は

その次に置かれてあると云ふ形であります。實は我國に於ては、忠も孝もその根本を一にして居ります。所謂忠孝一本であり、忠を合せて考へて初めて孝の理論が全くなるのであります。孝を理解して初めて忠に對する理解が全きを得るのであるから、日本國民と致しましても亦、孝の問題は是非とも明かにして置かなければならないと私は考へて居ります。若し忠孝の如きは古くさい教であるから捨て可きなりと考へる者が有るならば、それは恰も太陽の光は幾億萬年以來のものであつて、古いから最早不必要であるといふのと同じく、全然問題にならない空論であると言はなければならぬ。私が之から申上げます所は、忠及孝に對する、歴史的事實を主とするものではなくして、主としてその理論的根據を明に致したいと考へるのであります。勿論その中には論述の必要上歴史的の事柄に多少觸れることは止むを得ないことではあります。主要なる目的は理論的の考察であるといふことを、最初に申上げて置きたいのであります。

一 忠孝に對する一般的考察と特殊的考察

この忠及孝の理論的根據を明にするについては、自ら之を二つに分けて考へる考へ方があ
ると思ひます。

その一つは、一般的に考へたものであり、他の一つは、我日本の國體に即した特殊の問題として考へたものであります。もつと詳しく、或は他の言葉をもつて言へば、一つは如何なる國家にも通ずる所の忠及孝を考へて見るのでありまして、之を社會道德としての忠及孝と見ることが出来ませう。他の一つは、我國體との特別なる關係を基礎として考へたものでありまして我國民道德としての忠孝を考察せんとするものであります。

此の兩者の間には、自ら共通する所がありますと同時に、又一般とは共通する事の出来ない所の、特殊の問題として解釋すべき多くのものを含んで居るのであります。國家と言ふものも亦色々の種類の社會の内的一種であり、一種の社會であるといふ點から言へば、國民道德といふものは、之を特殊社會道德と呼ぶことが出来るかも知れません。即ち一つは普通社會道德としての忠孝を考察するものであり、他の一つは特殊社會道德としての忠孝を論ずるものであると見る事が出来るのであります、最初に普通社會道德としての「忠」に就きまして、その理論的根據を考へて見たいと思ふのであります。

三 社會道德としての忠

先づ支那に於ては忠の理論的根據を何處に置いて居るかといふと、之は國家社會の安寧秩序を維持するに必要である、といふ所にその根據を置いて居るのであります。之は後漢の馬融が書いたと言はれて居る忠經の中に見えて居る所でありまして、このことは曾て國體についてのお話の席上に於て申上げた時に詳しく述べた所であるから、只今こゝに繰返すことを避けたいと思ひます。印度に於ては、報恩は人間にとつて大切な道德であるといふことをもつて忠の理論的根據として居り、それは心地歎經報恩品の中に見えて居る所であります。之も曾て同じ場合に述べた所であるから今繰返すことを避けます。

支那は易姓革命が屢々行はれた關係上、忠を以て第一義の道德として取る事が出来ない。そこで孝をもつて第一の道德と致しまして、之を以て絶對の道德とするものであります。支那に於て孝道を以て絶對道德として居るといふことについては後に申上げます。孝道を以て絶對

六
的道德とする支那にあつては、忠は絶対道德とはしない。それは何故か。君主といふものが獨立した尊位を保つてゐないからである。君主が徳高きの故を以て、天の嘉する所となつて民に君臨する權利をその天から授けられて居るから君主が尊いのであつて、本來的に尊いのは天である。天意を行つてゐる君主は天の囑を受け君臨する、之を天命といふ。若し天意に逆いた時は天はその命を革めて他の徳有る者を任ずる。之が所謂革命であります。故に支那に於きましては、君主に對する絶対奉仕といふことはありません。孟子に、「君君たらざれば臣又臣たらず」又「君臣を見ること土塊の如くなれば、臣又君を見ること寇讎の如くす」といつて居る。之は「君君たらずと雖も臣臣たらざるべからず」とする我日本の國とは考へ方が根本的に違つて居る。そこで支那に於ける忠義は天の命、天の意志につながつて居るのであります。君主そのものに即して居るのではありません。之は屢々革命の行はれました支那の國體と致しましては止むを得ざる所でありませぬ。斯様にその國體に即した忠義、即ち特殊社會道德としての絶対的忠君思想といふものは支那には無いのであります。そこで支那に於ける忠義の思想は、たゞ一般社會道德としての忠、則ち國家社會の安寧秩序を維持するに必要な道德として

ての忠が有るのみである。一般社會道德としての忠の根本原理は實は之を以て出来て居るのであります。このことは後に詳しく説明致します。西洋に於ては國家があり主權者としての國王がある以上、勿論忠の徳を説くのであります。西洋の場合に於きましても又、或一の國家に即した所の特殊道德の忠と、一般社會道德としての忠との二つが説かれるのであります。その特殊道德の忠は色々ある様であります。大きく分けて二つ有るやうに思ひます。

四 西洋に於ける特殊道德としての忠

一、君主崇拜 即ち君主をその儘神として崇拜するもの
二、君主神權説 即ち神から君主としての權利を授けられたとするものである。ローマに於てはシーザーが亡くなつてから後に國民が生前のシーザーを神として認めるといふ思想が起りましたが、之は死後の問題でありますから別として、斯のオーガスタスが彼のつくつた植民地のみにて神として崇拜された。それ等に對し、神であるの故を以て國民

は之に忠を盡すことが要求されて居るのであります。

君主神權説の場合には更に數種に分つことが出来るのであります。一つは君主は神そのものではないけれども、神の子孫であるとの理由から、君主權を有し、その神に對する義務として、國民はその君主に忠を盡さねばならずとするのでありまして、共和政治の行はれる前に於けるギリシヤの諸國、或はルーマニヤ民族の思想にはそれが存在したのであります。之は我國の場合と幾分か似た所が有るやうであります。

次にはキリスト教に於けるものでありまして、之は君主は神の代理者所謂神の下僕として人民を統治するものであるといふ風に考へて、人民の神に對する義務として、その代理者たる君主に忠を盡す必要があるとするものであります。

次は中世紀以後ローマ法王の權力に對抗する爲に、各國の君主がその御用學者をして唱へしめた説である。ローマ法王の權力増大すると共に、君主がその位につく爲にはローマ法王の許可を得なければならぬといふことになりました。君主の獨立權といふものが殆ど無くなりました。此の時に之に對抗して、君主權は法王から授けらるべきものでなく、神から直接に授

けらるべきものであるといふ説を唱へ出したのであります。之を初め唱へ出したのはイギリスのファイルマーといふ人であると云はれて居りますが、之を一層強調したのはフランスのボスエーといふ學者である。この君主神權説は國王をローマ法王の支配下から解放することが出来たのであります。尙キリスト教そのものから解放することが出来なかつたのであります。更にキリスト教から獨立して、その國內に於ける政治上の權力と宗教上の權力とを二つながら國王の手に收めたのはフランスのルイ十四世、ドイツのウイルヘルム一世などである。それ等の國王の權利に對し、國民が服するのがその忠義である。即ち國王の特殊の地位に對し、國民が特殊の忠義を盡すことを國王が要求したのであります。然し斯の如き根據の下に國民が盡す所の忠義が、道德として到底完全なものでないことは申上げる必要もないと思ふ。

五 西洋に於ける一般道德としての忠義論

右の外に一般的に述べられた忠義の理論としては私は多く知りません。たゞ一つ代表的のもので致しまして、アメリカのロイスと云ふ學者の「忠義の哲學」之を擧げて見たいと思ふので

あります。

この忠義の哲學は一千九百七年から八年に亘りまして、エール大學に於て講義したものを出版したのであります。この書物は非常に難解な書物であるが、我國にも二種の翻譯があります。その内數年前風見謙次郎といふ人、當時第六高等學校の教授に依て新道徳哲學と題して譯出されて居ります。私は之に依て趣意を申上げるのであります。ロイスは一切の道徳の根底はロイヤルテイであるとして、之をその本質、その訓練、ロイヤルテイと宗教との關係など色々から考察致したのであります。ロイス氏がこの忠義哲學の講案をたてるにつきましたは、我日本の武士道の精神の根底がこの忠義であるといふ事實から暗示を受けて居るものであるといふことを、自らその序文に明言して居る。然しロイヤルテイといふ英語は忠義と譯されて居るが、その外に誠實とか或は忠實とかいふ譯もあるものであります。我日本の國の忠義といふ言葉よりはその含む所が廣いのであります。即ち我國の如く、單に國家又は主人に對し犠牲的奉仕といふ意味に限られて居るのではないのであります。即ちロイスの説明する所に從ひますと、愛國者がその祖國のために生命を賭して盡す努力、騎士がその宗教に對し獻身的に盡す所

の努力、船長が難船の不幸に遭遇した時に、最後迄船に踏み留つてその船と運命を共にする覺悟を以て、最後の職務を遂行し得る迄その船のため乗組員の救助のために盡す所の努力、かう云ふものは皆忠義の典型的のものであると言つて居る。之を簡単に云へば、國民として、又は或一つの職務にある關係上、その當然なすべきことのために生命を捧げて全力を盡す、之が忠であると言ふのであります。然らば普通義務と云ふものとどこが違ふかといふと、普通に義務とは當然なさねばならぬことだけをするといふに止まるのであります。それ以上には出でない。即ち幾分かその言葉の内に異なる所があるが、ロイス氏のロイヤルテイの義務は積極的に自ら進んで普通に言ふ所の義務以上のことを行ふ所の、愛國者の祖國愛のためにつくす努力といふやうなものを含んで居るので、かういふ風にロイス氏の所謂忠義は極めて廣汎に亘つて居るのであります。従つてそれが總ての道徳の根底になるものである。ロイスの考へ方は間違つて居るとは言へないであります。その代りそのロイヤルテイが吾々の云ふ忠義と同一であるといふ譯にはいかない。尤もロイスは次の如く言つて居る。即ち「忠義は相對的の言葉であつて忠義にはその對象となるべきものが必要である」とも言つて居る。そこでその國の君主を

對象にとるならば、それは我々が言ふ所の忠義に近いものになつて來るのであります。又ロイスは「忠義は非個人主義的沒我の上に立つものである」として居るが、この點も亦吾々の言ふ所の忠義に近いのであります。けれ共我々の所謂忠義の如く、その對象を一國の君主に限定してゐないといふ所に根本的の違ひがあります。

六 日本に於ける忠君論

轉じて我國に於ける忠義思想を見ますに、之は殆ど皆我日本の國體に即して論じて居るのであります。即ち私の言ふ國民道德としての忠を論じて居るのであります。一般社會的道德としての忠義は殆ど論ぜられてゐないと言つても宜しいのであります。大正十一年に公にされました松本重敏氏の忠君論といふものは純粹理論の立場から論じたものであるが、之はどちらかといふと法理論に偏した所がある。一般社會道德としての忠を論じたものであると認め難い點があります。一般社會道德としての忠義は結局に於て支那の忠經にも見えて居るやうに、國家の安寧秩序を維持するためといふことになるのであります。もつと詳しく言へば、國家とい

ふ一種の社會、その國家といふ社會の結成せられた目的を達成するためには、國民はその主權者に對し忠義を盡さねばならないのであるといふことになるのであります。國家結成の目的を達成するために、國民はその主權者に對して何故に忠義を盡さなければならぬか。このことを充分に理解するためには、國家といふもの、本質目的並に人間の本性に深い省察を加へなければならぬのであります。

七 國家の意義とその見地からの忠

國家の解釋と致しましては、法律學、社會學、倫理學等の立場からそれ々の解釋があり、定義が與へられて居りますが、之を倫理學及社會學を組合せた考へ方から、國家は自我の擴張したものであり、所謂廣我としての一つの社會であると斯様に見ることが出来るのであります。自我とは何であるかといふ事も亦難しい問題でありまして、社會學倫理學心理學哲學などの色々の立場からそれ々の見方、解釋の仕方があるのであります。倫理學的に申しますれば、自我とは道德行爲の主體である所の一個の人格である。かういふ風に見ることが出来る

る。吾々人間は一面から見れば動物の中の一類でありまして、他の動物と同じやうに色々の慾情をもつて居る。慾情を持つてゐるのであるが、他の一面に於きまして理性がある。その理性、即ち道徳性を以て慾情を統御して行くといふ所に、人間が他の動物とは違つて人の人たる所以がある。この人格の所有者、之を倫理學上自我と言つて居るのであります。勿論實際の事實から言へば、吾々人間は決して完全に道徳の主體ではなくして、充分其の慾情を統御して行くことが出来ないために、吾々人間の社會には幾多の不徳が存するのであります。かういふことがあるといふことによつて、人間は道徳の主體であるといふことを否定し、寧ろ人間は利己悪徳の主體であるといふ風に見る人がある。然し之は吾々人間が未だ充分に進化を遂げてゐないために持つてゐる弱點から來るのでありまして、この弱點を以てそれが人間の本性全部であると云ふ風に見るのは誤謬であります。人間はどこ迄も道徳の主體として人格を持つて居るのであるが、今日は未だその人格が完成を遂げてゐない人が多いのであります。人格が完成した曉に於きましては、吾々人間は完全に道徳の主體であります。吾人は完全に道徳の主體となる様に、その人格を完成することを理想として何處迄も努力を續けて行かなければならない

のであります。この道徳の主體である所の人格は、擴張せられて家族といふ一つの團體を形作ります。この家族は一種の廣我であります。之を家族我と言つて居る。一個の人間、(之等の廣我に對し自然我とも小我とも言つてゐるが)が道徳の主體としての人格を完成するといふことが吾々人間の活動の目的であるならば、その小我が擴張せられた所の家族我の生活の目的も亦道徳を實現するといふことでなければなりません。詳しく言へば、吾々が家族生活營んで居るのは吾々の道徳の主體としての人格を益々發達せしめんがためであります。故に我々の家族に於ける生活は直接にか間接にか必ず道徳行爲でなければなりませんのであります。之も亦實際の事實と致しましてはさうでない場合もありませんが、それは家族生活としての正しい道を外れた場合でありまして、正しい家族生活は必ず合道徳的のもので、決して反道徳的のものであつてはならないのであります。吾々の小我を更に擴張致しますと國家に迄達する事が出來ます。自我が道徳の主體であり、之を擴張した所の家族の目的も亦道徳を完成するといふことにある以上、更に擴張した國家といふものも亦當然道徳を以てその目的とするものでなければなりませんのであります。個人としての吾々人間が一個の自主的存在物である如く、

簡単に云へば自らの行為に對し自らも責任を持つ以上、國家も亦一つの自主的存在でありまして、自らの力に依て自らを創造しつゝある。その完成に向つて努力を續けつゝあるといふことは、一個の人間と少しも異なる所はないのであります。國家の完成とは一體どう云ふことであるかといふと、國家生活全體が道徳化することである。國家の目的は國民に安寧幸福を與へることであるが、國民の安寧幸福は國家生活全體が道徳化した時に始めて充分に得られるのであります。吾々は自我を擴張して國家に迄及ぼす事が出来るのであります。更に擴張致して、宇宙全體に及ぼし宇宙我に達することが出来る。宇宙我と云ふやうな言葉は普通使はないが、宇宙といふこの最大我を心に描くことが出来る。この宇宙全體といふものが一個人や一族や國家の如く一定の目的に向つて動いてゐるものであるか否かといふことを説明することは困難であります。然し一つの概念として之を考へる事が出来るのであります。吾々人間は自己を完成するといふ一つの目的事業のために、不斷の努力を續けつゝあるのであるが、個人を擴張した所廣我即ち、家族も、更に擴張した所の國家もそれ／＼自己完成と云ふ目的のために營々として努力を續けて居ります。更に之を綜合した所の世界人類も、今日統一こそ遂げてゐないが

人類全體の向上發達といふ人類の目的のために、皆營々として努力を續けつゝあるのであります。この人類を載せた所の地球は所謂自轉運動を營みつゝ、我太陽系の一定の軌道に従つて自轉運動を續けて居ります。我太陽系全體も又この一定の宇宙の法則に従ひつゝ規則正しい運行を續けてゐる。この宇宙全體の運行がどんな力によつて動いてゐるのであるかと云ふ事は、吾々の智識を超越した問題である。宗教家は之を神の力に歸して居ります。科學者は之をもつて宇宙嚮動性の力であると云つて居ります。神といひ嚮動性といひ之は本當の説明でなく假想的説明に過ぎないのである。神と云ふも嚮動性と云ふも只各々の立場によつて名稱を異にしたに過ぎない。宇宙運行の原動力は何であるかといふことは只今申しましたやうに、結局解らぬ、只神秘力と云ふ外は無いのであるがそれは兎に角として、大は宇宙全體からして小は吾々一個人に至る迄、總てがこの一定の方向に向つて規則正しく進みつゝあるといふことは事實である。科學者は説いて居るのであります。もつと詳しく言へば、この國家の營みも亦家族の營みも吾々一個人の營みも大宇宙の一定方向に進みつゝある所のこの嚮動の一部である。總てが同一の目的を以て同一の方向に進みつゝある。即ち總てのものは大宇宙のこの嚮動作用に協同

作業をなしつゝあるのである。かういふ風に見ることが出来る。之は具體的に説明することは困難であるが、概念的には考へ得るのであります。之を簡単に纏めて申しますれば、この宇宙は太陽系地球人類國家家族個人といふ風に次々に分解して参りましても、その目的觀の上から申しますれば、皆一樣のものであつて、たゞ大きさの違ひに過ぎないのであります。之を極く通俗の例にとつて言ひますれば、方解石は幾つに分つても角度は同じである。たゞ大きさが違つて來るだけで幾つに碎いても元の方解石と同じ角度を持つた同じ形のものであると同じであると思ふ。かういふ風に考へる時は一個の人間が道德の主體である以上宇宙全體の目的もさうであるといふ風に考へることが出来るのである。さう假定することが出来る。この宇宙に存在する者の總ての營みは大宇宙の嚮動の一部として、全體の目的に向つて協動しつゝあるのであります。かういふ見地から、一個の人間も國家もその目的とする所は一つである。即ち道德の主體としての自分自身を完成する、さう云ふことを目的とする營みに依つて、さういふ働きに依つて、宇宙と協動しつゝあるのである、とかういふ風に見ることが出来ると思ふ。吾々人間がその人格を完成して道德の主體たるの事實を擧げる爲には、一定の組織とその組織の規則正

しき運用とが必要であります。支配機關である所の吾々の脳髓から、その脳髓の命令によつて動く所の手足を始めとして極めて複雑なる組織があり、それ等が各自その與へられたる分を全うし、さうしてその協同作業に服することによつて始めて吾々は人格の完成に向つて進むことが出来るのであります。手が物を握り足が歩み肺が呼吸する口が物を食べる、脳髓が物を考へる、之等はそのなす所はそれ々々違つてゐるが、何れも同じ目的に向つて協同作業をなして居るのであります。手や足や其他が各自手自身のため、足自身のために仕事をして居るのではない。此の複雑なる人間の組織の中の或一部分が、全體のために働くといふ自分の職分を守らず、他の諸機關との協同作業を怠るといふことになれば、最早一個の人間としての健全なる働きをなすことは出来ない。従つてその人は人格を完成することが出来ない事になつて参るのであります。個人を擴張した國家に在つて國家自らを創造し、國家としての目的を達成するため一定の組織が必要であり、國民各自がその與へられたる職責を正しく守つて行く事が必要であるといふことは、之は吾々一個の人間としての場合に、手や足がその職責を守るといふことが必要であると全く同じであると見なければならぬ。一個の人格の場合に於て支配する所の

腦髓とその支配に服従してその與へられたる職務をつくして行く所の手なり足なりその他の諸部分が生じて、それによつて人間は人格完成に向つて進むことが出来ると同じやうに、國家の場合に於ても又治むるものと治められるものと分業が生ずるといふことは絶対に必要なことである。治めるものが職責を全うするために與へられたる力が即ち統治權であります。治めるものゝ統治權に對して治められる所の國民が服従と助成の實を擧げてその國家生活の目的を達成せしむるといふことは、之は國家生活を營みつゝある國民の避くべからざる義務でなければならぬのであります。この義務を全うするのが即ち忠である。そこで一般的の社會道德としての忠は一種の社會である所の國家の目的を達成するために、その中樞である所の主權者に對して國民が歸一する事でありませぬ。即ち一般的には忠はその目的物が對象が大統領であつても君主であつても差支へないのであります。たゞ特別の場合に於て、假令ば我國の場合に於てその主體が萬世一系の天皇といふものに限定せられて居る譯である。このことは後に國民道德としての忠を説く場合に申し述べます。一般社會道德としての忠は只今申上げた様に、その社會に屬する全員がその社會の目的を達成するために、その中樞に向つて歸一することでありませぬ。

す。

八 自由平等論よりの忠君否定論とその誤謬

このことは何人が考へても疑ふことも反對することも出来ない自明の道理であります。然し之に反對しようとするものがある。それは所謂天賦人權説を根據として人間の平等を主張する人々である。人間は生れながらにして平等に權利を賦與せられてゐる。即ち人間の平等は天理である。然るに一人の人格者に對し他の多數の人格者が服従し奉仕するといふが如きは之は平等の天理に背くものである。かういふ議論であります。之は明治十二三年頃に於て所謂天賦人權論が八釜しかつた時に随分言はれた所でありまして、往々その議論を根據として國體を冒瀆する様な議論を吐いたものも少くなかつたのであります。然し斯の如き議論をなすものは國家といふ一つの社會本質を理解しない、又平等と云ふ言葉の本當の意味を理解しないためにさういふ誤解に陥つたのに過ぎないのであります。

統治者が國民に君臨して統治を行ふといふことは之は決して統治者が自分自身の利益をはか

るためではないのであります。尤も昔はさういふ思想を以て國民に君臨したこともあつたことは事實であります。統治者が國家を以て自分の私有物であるかの如く考へた時代もありました。天下を取るといふやうな言葉があるが、かういふ言葉は國家を私有物視して來た考へから生じた言葉でありませう。徳川幕府が徳川家の安泰をはかるために日本國家の發展を或程度迄犠牲にして顧みなかつたといふ様な點がその政策にあつたと思はれるのは、徳川氏は徳川一家の利益のために政治を行ふたものであると云はれても致し方がない所以でありませう。支那で孟子が孝を論じて、孝の最大なるものは天下をもつて親を養ふにあり、といふことを言つて居るが、この孟子の考へ方には、天下即ち國家を以て、私の用に供するといふ心持の存することをお否定することが出来ないやうに思ふ。イタリーの有名な學者であるマキヤベリがプリンスといふ書物を著して國王は自分の權利の伸長をはかるためには如何なる手段を弄しても差支へないといつて種々國民に對する統治の方策を説いて居るのは、矢張り國家の政治といふものが國王一家の利益のために行はれるものであるといふ思想に本づいてゐるのである。ルイ十四世が「朕は國家なり」と豪語した言葉にも、又同人が帝王者たるの心得としてその孫に示した言

葉の中に、「帝王者たるものはその國民を支配するに當つては如何なる問題に就ても躊躇し遠慮することを要しない」といふ言葉があるのも、共に國家を私有物視した思想から來たものである。又國民の憲法要求に對し多くの國々の帝王が出来るだけ之れを拒まうとした態度を示し、其のためにヨーロッパの憲法制定の歴史には屢々血を流す様な慘事を見たのは國王が國家を私し専ら自身自身の利益のために國家の政治を行はんとした事を示して居るのであります。斯の如く國王が國家を以て私の利益に供せんとすることに對して國民が耐え得なかつたことが彼のフランス大革命が勃發した所以であるのであります。斯の如く國王及び國民が國家の意義に就て充分なる理解を持つ事が出来なかつた時代に於て、國家を以て國王一人の利益に供することもあつたことは歴史上事實でありますが、今日國家に對する正しき理解の下に於てましては、主權者が國民に君臨して統治を行ふといふことが統治者自身だけの利益のためであるといふ様な考へ方は決して認められないのであります。又國民がその統治者の統治に服従するといふことも統治者その人の一個人としての利益を目的としてゐるのでなく、又曾てフランスのルソー等が唱へた契約説の如く、國家は人民各自の利益を増進するために人民相互の契約

に依つて作られたものであり、統治はたゞ人民の利益を目的として行はれたるものでもない。主権者の統治、國民の之に對する服従翼賛その爲に各々の職にいそむといふこと、其他國民のすべての努力は國家の自己創造及び完全と云ふ國家自己の目的を達成するためになされつゝあるのであります。即ちその國家に孕まれてゐるものは上から下まで總てその國家を完成するために共同に努力しつゝあるのでありまして、國民が主権者の統治に服するといふことも正しき目的達成のために必要なる義務を果してゐるに外ならぬのであります。之を以て天理に背くものであるとするのは決して正しくないことを明かにするために、眞の平等とは一體どんなものであるかといふことを理解しなければならぬ。平等は天理であるといふその言葉は決して間違ひではない。之はどういふ意味に於て正しいかといふと、各人がそれ／＼その天分を正しく發揮することが出来て、他の人から妨げられることがない。妨げられてはならないといふ意味に於て正しいのであります。然るに人間の天分には明かに差別があります。決して天は人間に平等に天分を與へてはゐない。或者は藝術に秀でゝゐる。或者は數學に於て天分を恵まれて居る。或人は宗教家として立ち、或者は實業家として立つ性質を持つて生れて居る。此點から

見て人間は十人十色であるといはなければならぬ。人間のみならず此の自然界の姿を見ても差別相を以て成り立つて居ることがわかる。差別相を持つて居るから變化があり行動があり進歩があるのであります。若し一切が無差別であるならば、宇宙間は一切静止の状態を保つ外はないのであります。そこには活動もなければ運動もなく、従つて進歩もなければ發達もない。一切は空寂になるのであります。但しかく差別が何故必要であるか、單に差別があるだけでは駄目である。差別の中に調和がなければならぬ。調和があつて始めてそこに正しい活動があり、正しい運行があり、正しい進歩發達が見られるのであります。之を此の宇宙の縮圖であるといはれて居る人間について見ると最もよくわかる。先にも申上げました様に吾々人間の身體には脳髓があり六官を司る機關があり手足がある。之が色々な機能に分れて居りまして、然もその色々な機能機官の間に一種の調和があり、それでこそ人間としての正しい活動をなす事が出来る。さうしてそれに依つてそれ／＼人間の進歩があり發達がある。若し差別が吾々人間に全然無くして身體全體が同じ様な物質であるならばクラゲの様なものである。人間の如き高等動物たることが出来ない。又差別相があつて其の間に調和があつて、各々の分を守つて行

かなければ人間として正しい活動をなすことが出来ない。各人は平等であるといふ理窟を立てて、支配者と服従者との差別相の存することを拒まんとするが如きは、人間の脳髓手足等をして悉く同じ様な働きをなさしめようとすると同じである。之こそ天理に背くものと言はなければなりません。嘗に吾々人間の肉體ばかりでなく、一定の目的に向つて營みをなしつゝある所の有機的綜合體は悉くさうである。こゝに一隻の汽船があると假定する、汽船は或港に向つて進まうとする目的をもつてゐる。その目的に向つて進むと云ふ事を乗組員全體が理解して目的に向つて働く。船長があり機関長があり事務長があり航海長があり火夫があり水夫があり其他の乗組員があるが、皆違つた仕事をしてゐるが何れも或港に向つて船を進める共同目的に向つて働く。船長がよい様だからと云つてすべての船員が皆船長になつたのでは船は動かない。事務長が一番面白さうだからといつて皆が事務長になつては船は動かない。それ／＼その分擔に服してこそ始めて目的を達するのであります。こゝに一千人を容する大きな會社がある。社長が重役室におさまつて煙草を吸ひ新聞を讀んで威張つてゐるのが羨ましいからといつて皆が社長室へおさまつては會社の仕事は出来ない。受附が樂だからといつて皆が受附に集ま

つては會社の仕事は出来ない。總て上から下までそれ／＼分擔正しく守つてこそ會社の目的を達成することが出来るのであります。國家に於ても亦少しも異なる所はない。その分業的機能を否定致して、一切を絶對平等ならしめんとすることは、却て眞の意味の平等の天理に逆ふものであると言はねばなりません。

以上申上げました所によりまして、平等論、所謂大賦人權論によつて一般社會道徳としての忠義を不合理なりとする説こそ却て不合理極まるものであるといふことは大體明かになつたことと思ひます。たゞ多くの國家特に民主國乃至共和國に於ては、國民中の何人がその主權者になつても、國民のその主權者に歸一する事は、忠の原理に逆く事はないのであるが、我日本の國の如き特別の國體を持つて居る國家にありましては、忠義といふことはたゞ萬世一系の天皇に對してのみ認められるのであつて、そのことは後に別に申上げること致します。次は孝道であります。

九 支那に於ける孝の絶對性とその理論

その國體上忠を以て國民道德の第一位に置くことの出来ない支那に於きましては、孝を以て第一の道德として居ることは先にも申上げた通りである。「君君たらざれば臣又臣たらず」といつて、忠を以て相對的のものとしてゐるが孝はさうではない。孝は支那に於て絶對的のものである。「父父たらずと雖も子は以て子たらず」として居るやうに孝は絶對的のものである。支那に二十四孝の物語がある。その半以上作り話であらうが、その物語を見ると随分親が無理を言つても子は少しも不平を言はないで無理なことを聞いてゐる。天がそれを嘉して奇蹟が現れた譚が多い。斯の如く親が如何に無理を言つても無慈悲なことをしても子は親に對し絶對に孝を盡さねばならぬといふ支那の考へ方が二十四孝の物語となつて現れたのであります。先に申しました忠經はあまり重く取扱はれて居りません、寧ろ知らない者が多いが、孝經の方はさうでない。最も重く取扱はれて居る、唐の玄宗皇帝は自ら註釋を書いて居り、又天下に詔して家毎に孝經一本を藏せしめてゐる。之は禮記及び孝經に見えてゐる所の、孝は百行の基であるといふ思想に基礎を置いてゐることは勿論である。この孝は百行の基といふ言葉は之を如何に解釋すべきか。之は色々々に解釋することが出来ると思ふ。

先づ第一の解釋は、人間として最初の道が孝である。かういふ點から見ても孝は百行の基と見ることが出来ます。社會とは二人以上の人間が相寄つて共同目的に向つて相共に團結したものであるが、道德といふものは社會的產物で、人間が只一人孤立して居つたのでは道德と云ふものはない。人と人と接する所のみ道德があるのである。所が人間が最初に接するのは親である。この最初に接する所の親に對する道が孝であるから孝は百行の基である。斯ういふ風な解釋も一つの解釋である。

それからすべての社會の基本は家族である。この社會の基本である所の家族を維持するにはどうしてもこの孝道が行はれなければならない。社會の基本である家族を維持するに必要なのは孝道は教の依つて生ずる所である。總ての道德行爲は孝が發展したものであるとの見方があつて、さういふ意味で孝は百行の基であるといふことが出来る。論語の中に「その人となり孝悌にして上を犯すことを好む者は鮮し、上を犯すことを好まずして亂をなすものは未だ之あらざるなり」と言つてゐるが、之も孝が百行の基であると解釋する一つの解釋の仕方である。又孝は親に對しては敬と愛の道であり、敬愛といふ二つは總ての道德の基本である。だから敬愛を

本として居る孝道は百孝の本であるといふ解釋もある。又親に對して孝の徳を盡す様な人間であれば何をさしても信用の出来る人である。さういふ人は天下を託するに足るといふ風に見る見方もある。かくて支那に於ては孝を以て道徳の第一義として居るのであるから、孝道に關する論は昔から色々無数にあると言つてよいのでありますが、一々申上げる暇もありませんから簡単に重なるものを申上げます。かの孝經には孝は天の經なりと言つて居る。孝は天地の大道である、人間の孝道はその天地の大道の一部であるといふ意味を現してゐると思ふ。かうして屢繰返して言つた様に孝は百行の基であるとしてゐる。孔子は「孝は仁に外ならず」としてゐる。淮南子には「親の子に對する至純の愛に對して報ゆる道である」とし、莊子には「孝は子供として親に對し止む能はざる所の一つの至情である」といふ風に述べて居る。かういふ風に孝道に就て色々の根據が擧げられて居りますが、此の孝道に對して最も深く哲學的の説を述べてゐるのは蓋し明の江元祚でありまして、孝經大全の中にその説が述べてある。その中に全孝心法といふ一章があつて、そこにのべてあるのであります。之は孝道を以て人間が此の宇宙と合致するはたらしきの一部であると見做して居るので、その議論の要點は次の通りである。

我々人間が氣中に在るといふことは魚の水に在る様なものである。父母の口や鼻は天地の氣に通じて居る。その子が母の胎内にある間は母の呼吸を通じてその腹の子も外の大氣に通じて居る。吾々人間の靈はその呼吸の氣に乗じて天地と通じて居る。之に依つて見ると、我々の一心は父母の遺體であるのみならず、同時に又天地の遺體である。之の遺體を保養するの道は氣を馭め靈を攝るの一事の外はないのである。氣をおさめ靈を取るといふことは要するに愛と敬との二字に歸着するのである。愛の極致が敬であり、敬の極致が齋である。齋戒して心を清くしその浩然の氣が天地の間に塞がり赫然たる光四界を照す事が出来ればこゝに始めて全孝を遂げたといふことが出来る。全孝を遂げて始めてその人が孝子と呼ばれることが出来るのである。とかういふことを言つて居る。之は甚だ抽象的な云ひ方であつて非常に解釋し難い難しい所もあるが、要するに吾々人間は天地の一部である。天地と合致するのが人間の終局の目的であつて、父母に敬愛の誠を盡す事は即ち父母を通して天地と合致する所以であるといふ意味である。然しながら支那の國民性としてすべて物事を功利的に考へる氣味が有るので、孝道道徳に就ても矢張りどちらかといふと功利的に考へた方が多いのであります。

一〇 西洋の孝道思想

此の孝道は時と處の如何を問はず普遍的な道徳でありまして、ヨーロッパに於ても無論孝道の思想はありますが、どうかすると孝道は東洋特有の道徳であるといふ風に考へて居る者もありませんが、之れは事實ではありません。西洋に於ても孝道の道徳的價値は認めて居るのであります。たゞその家族制度が東洋のそれとは違つて居るために、孝道を重んずる點に於て東洋の如く甚だしくないといふ事は事實である。今西洋に於て孝道々徳を認むる實例を一々並べる時間がないから省略するが、その理論的根據は何處に求めて居るかといふと多くは義務の觀念に依つてゐる。親を敬愛することが何故に義務であるかといふ事はあまりハツキリ説明してゐないのであるが、強て申しますれば養育の恩があるからと云ふのである。ヨーロッパでは自分を養育し教育するのは親の義務であるといふ考へ方が強いから、子がそれに對し恩を感じる必要がない。親が當然の道を果したのであるからとかういふ風な考へ方もあります。養育を恩であるとする考へ方が東洋よりも薄いのであります。従つて孝道に就きまして全然考へない

と認めるのは間違ひであるが東洋程強く考へてゐないことは事實であります。佛敎に於きましても勿論孝道を説いて居ります。従つて佛敎の中には親孝行に關する物語があるのであります。斯の如く支那に於ては勿論西洋に於ても佛敎に於ても親に對する孝の道は説くのであります。然らば日本に於てはどうであるか。

一一 日本に於ける孝道と其の理論

我日本に於きまして、實行の道としての孝道は早くから存して居つたといふことは之は申す迄もないのであります。我國固有の信仰である祖先崇拜が孝道の延長であるといふことは色々の學者に依つて言はれてゐることでありまして、之に就きましては後で申し上げます。

我が神話物語に依つて見ますと、天照大神は父神である伊弉諾命の遺された御頸珠をミクラタナの神と名付けて御自らお祭りになつたといふことが傳へられてゐる。景行天皇が熊襲を御征伐なされた時に、熊襲が非常に頑強でありましてながく降服しない。それで多くの民を傷けることを御心配されて近侍を呼び寄せ策を講じ、梟帥の娘市乾鹿文をお召になりまして之を

寵愛なまつてこの市乾鹿文をして梟帥に對し歸順を説かしめられたのであります。此の女が歸つて父に歸順を説きましたけれどもどうしても父が聞かない。そこで市乾鹿文は父を殺して景行天皇に忠順を示したのであります。之によつて熊襲梟帥は平定されたのであります。然し景行天皇は市乾鹿文の君に對する忠を嘉せられましたが、同時に子として親を殺すといふことは不孝の甚だしきものであるといふので市乾鹿文も誅せられたのであります。この時は儒教輸入以前であるから儒教輸入以前から我國に孝の道の嚴然として存した事が解るのであります。さういふ風に實行の道としての孝道は存して居つたのであります。孝道に關する理論の發達したのは儒教の影響を受けてから後の事であり、儒教の輸入されてから後に於きましては大に孝道は獎勵されてゐる、又之に關する研究も段々發達して居ります。孝謙天皇が孝道を獎勵する詔勅をお出しになり天下に詔して孝經一本を藏する様お獎勵になつたのは玄宗皇帝の故事に倣つたものであり、その理由として示された所も孝經に依つたのである。そこで儒教が段々盛んになつて參り、孝道に關する理論も自然盛になつたが、それらは何れも支那のそれを眞似をして居る。支那の學者の言を眞似をして居るのであります。別に特殊的孝道論といふ

ものは無かつた様であります。その中で徳川時代になつて孝道教育に就て最も力を盡したのは中江藤樹でありまして、此の中江藤樹の孝道に關する説は有名な翁問答に見えた全孝説を始めと致しまして、孝經心法或は孝經啓蒙等の色々の書に見えて居ります。乍併このことは先に申上げました明の江元祚の孝經大全に依つて居るものでありまして、之を一層親切に説いて居るのであります。その孝道の理論的根據と致しましては、第一に人間として親に孝を盡すことはその源に歸る所以であるとして居るのであります。孝は天地未だあらざる前から存する所の太古の神道であつて、天地萬物は悉く孝から生じたものである。之は言葉を以て説明することも出来ないものである。人間としてこの根源の孝に歸るためには、先づ第一に自分の父母に孝を盡さなければならぬ。父母の本は之を推せば始祖に至り始祖の本は天地であり天地の本は大虚である。故に孝道は天地人總てに通ずる所の大道である。即ち孝道は天に在つては天の道となり地に在つては地の道となり人に在つては人の道となるもので、別に天や地に孝の名がある謂ではないが人間に孝道があると同じ様に一貫した道がある。之を説明すれば愛と敬とである。この愛と敬とを親に對して施せば人間の孝道となつて現れる。總ての道徳はこの愛と敬と

の三つから起るゝものであるから孝は百行の基である。即ち忠は二心なく君を敬愛することであり、仁は君が禮儀正しく臣を敬愛することであり、よく教へて自分の子を敬愛するのが慈であり、和順にして兄を敬愛するのが悌であり、善を進めて弟を敬愛するのが恵であり、正しき操を守つて夫を敬愛するのが順であり、義を守つて妻を敬愛するのが和であり、偽りなく朋友を敬愛するのが信である。即ち孝は愛と敬との心を以て源に歸るものであつて直接接する所の父母に歸るのが吾々普通謂ふ所の孝道であるが、更に父母の父母に溯つて天の天たる大虚に及ぼすのが所謂全孝である。我身は之を父母に受け父母の身は天地に、天地は太虚に受けたものであるから、本来我身は太虚神明の分身變化であつてその大虚神明の本體を明かにしさうして之を失はないことを身を立てるといふのである。斯の如く大虚神明の本體を明かにして立てた身を以て人々に交はり萬事に應ずるのが所謂道である。斯の如く身を立て道を行ふのがとりも直さず孝道の全體である。故に人間として君に仕へ父母に事ふることを始めとして苟くも一擧手一投足總てが孝の道によるものである。之が即ち全孝で子として父母に事ふるは人間の道徳行爲の全てを含む所の全孝の一部分、特にその最も適切なる部分を行ふものである。之が中

江藤樹の全孝論であります。簡単に言へば普通に吾々の言ふ所の孝が擴張せられてそうして總ての道徳を展開するもので、之を全孝としその根本精神は本に還へるといふ所にあると致しております。明治以後になりましてから西洋の倫理思想をもつて道徳教育の基礎としようと思はされたために、この孝道に關する考へ方も餘程變つた所があります。今それ等の事を詳しく申上げる時間もありませんが、明治以後に於ける孝道論の最も著しいものと致しまして、澤柳政太郎氏の「孝道」を擧ぐれば足ると思ひます。澤柳政太郎氏は孝道の倫理的價値を論じて八つを擧げて居ります。その内で七つが一般的に考へられた孝道論でありまして、それはどう云ふのであるかと言ひますと、

一、孝は人間の最初の徳行であるといふこと

二、孝は繼續的の道徳であるといふこと

(或時間を限つたのでなく生れてから死ぬ迄生涯を通じて行ふ所の一生の徳であると

いふ意)

三、孝は溯源的の道徳であるといふこと

（父母が死んでから後にも孝は及ぶので、更にすつと以前になくなつた所の祖先に迄及ぶと云ふ意）

二二八

- 四、純利他的のものであるといふこと
- 五、何人も必ず行はなければならぬ道徳であるといふ事
- 六、孝は報恩的の行爲の根源であるといふこと
- 七、孝は時處如何を問はず普遍的なる事

この七つが一般的に考へた孝道の道徳的理論の根據としてゐる。次に

八、之は特に日本の國體の上から考へたものでありまして、萬世一系の皇室を戴き以て今日に至つたのは我國體の特徴であつて之は君民同祖である事と、天祖の宏遠なる徳と、列聖の盛徳に由る事ではあるが、我國民に孝道を重んずる精神が存するといふことも亦與つて力があるといふことを明かにしたものであります。

澤柳博士が一般的孝道理論として掲げました只今の七つは、之は孝道に關する理論的根據を殆ど網羅して居るといつてもよいかと思はれます。尙此の外に孝道論の著しいものと致しま

しては、吉田熊次博士がその著、教育的倫理學に於きまして孝道の理論を倫理學的基礎と哲學的基礎との二つに分けて論じて居るのは稍特色あるものでありますが、それ等も多少見方が違つて居るといふだけでありまして、内容は澤柳氏の示した外には出てゐないのであります。且つ吉田博士は倫理學と哲學との差別といふことを述べてゐるが、倫理學と哲學との差別といふことは元來あまり判然しないのであります。道徳を倫理學的に論ずると言つても哲學的に論ずると言つても同じでありまして、この二つを差別して論ずることはあまり學問的意義は無い様に思はれます。そこでこの吉田博士説につきましましては今申上げない事にします。かういふ風に從來の孝道論は色々に言現されて居りますが、要するに「徳の本である」といふこと、「恩を報ずる」といふこと、「元に反る」といふこと、この三點に歸着する様であります。從來論ぜられたものゝ外に一般的孝道論としてその内容に新に加ふべきものは無い様に思はれるのであります。尙見方を色々に變へて考へることは出來ると思ふのであります。

一一一 孝道に就ての功利的の見方と純理的の見方

その一つとして孝道の理論的根據或は孝道の道德としての價值判斷を行ふに就きまして功利的の見方即ちそれが如何なる役に立つかといふことによつて定めるものと、純粹理論的價值即ち純粹道德學の見地から見て如何なる價值を持つて居るかといふこととの二つに分けて見ることが出来ると思ふのであります。孝は百行の本であると申しますのは功利的の見方から見た所の孝道の價值論であります。民を治め國を安んずるには必ず孝を以てしなければならぬといふのも矢張り功利的の見方である。即ち用の方面から孝道を見たのであります。この功利的の方面から孝道の價值即ち孝道の用としての價值を見ると色々なことが擧げられると思ふのであります。

第一に家族生活を整へるといふことである。或る一定數の人間が集まつて共同の目的に向つて努力しながら團體生活を營むのが所謂社會でありまして、この社會には色々な種類がありますが多くの社會の中の代表的のものと致しましては三つあります。即ち

- 一は家族、二は市町村の如き自治團體、三は國家

であります。之は色々な社會の代表的な最も大切なものであると思ひます。さうして家族は三

つの社會の内の最も基本的なものでありまして、その家族が健全でなければ之を基礎としてゐる所の自治團體の市町村、又更にそれ等を綜合統一した所の國家といふものも健全であることは到底出来ないであります。その基本である所の家族が健全であるための第一の條件は何であるかと言ひますと、その家族員が協力一致してお互に融和して行くといふことであるが、さうするためにはその一家の中心である所の親に對してその子女が敬愛の眞心を以て奉仕し歸一するといふことによつてのみ健全なる家族生活が期待されるのであります。それ故に孝の用は之れを大きく見れば國家繁榮の根本をなすものであります。小にしてはその一家が榮ゆるも衰へるも孝道々徳の行はれると行はれざるとに依るものであると思ふのであります。親に對して孝養を盡す心があれば夫婦兄弟必ず相融和してそしてその業務に各々いそしむのであるから當然その一家は榮ゆるであります。又自分が親に孝養を盡せば又自分の子供も幼い時から之を見習つて居るから成長の後に於ては自分に孝養を盡して呉れることは必定であります。かういふ風であるから親孝行の家はいつも代々親孝行の風が傳はり、親不孝の家は必ず親不孝の風が傳はることは吾々屢々世間にその例を見るのであります。之は子供の時からさう見

習つて育つのであるから當然である。かくして一方は益々榮え、他の一方は到底榮ゆることの出来ないといふことは當然でなければならぬのであります。同じ親に對する孝道の中に於きましても親に安心を興へるといふことは孝の最大なるものであります。如何に親に御馳走を提供し如何に暖かく奉仕致しましても若し心配をかけるならばそれ等の物質的の孝養といふものは無きに等しくなるものであります。假令親に對し衣食を厚うする事が出来ないでも、常にその子に對し喜びを以て親が見て居られるならば非常な孝道であると思ふ。そこで親に對し孝心の厚いものは身を謹み色々な亂暴を避けるのでありまして、自然その人の日常の生活が温良になるのは當り前であります。斯くして多數の人々が親に對して孝子であるならば世の中は如何にも和やかな住よき朗らかな感じになるといふことは想像するに難くないのであります。又、「忠臣は孝子の門に出づ」といふ事が古くから言はれて居る。或は又「その人となり孝悌にして上を犯すを好む者は少し」と云つて居る様に、家庭に於ける孝道道德の修養は總て國家に於ける忠義道德を鍛練する所以となるのであります。尙親に對する孝の道は延長して祖先崇拜の信念となり、我日本の國體の基礎をつくる事も考へられるのであります。このことは後で申

上げます。その外孝道は人の子に從順の徳を教へ以て社會に秩序あらしめるといふ風に、功利的な考へ方から見た價値を數へ上げますれば色々あると思ひますが、以上申上げましたことだけでも孝道々徳といふものが家族にとつて又國家にとつて如何に大切なものであるかといふことがわかるかと考へるのであります。次にはかういふ風に、効用といふ功利的な考へ方から全く離れまして純粹道德理論といふ立場から見た孝道道德の價値はどこにあるかといふと、先づ第一に考へなければならぬことは既に澤柳氏も擧げて居られる様に報恩といふことであります。「恩を受けて報ゆることを知らざる人は禽獸にも劣る」と言はれて居るやうに、報恩といふことが吾々人間にとつて如何に大切な道德上の義務であるかといふことは問はずして明かであるかと考へるのであります。之れ多くの場合報恩といふことによつて孝道道德が説明されて居る所以で、このことは論ずる迄もないのであります。然し單に報恩といふことだけでありますと親から受けた所の恩の大小に依つて親に對する孝に厚薄をつけてもよいといふやうな議論が成り立つのであります。即ち親から餘り恩を受けて居ない人もあるといふことが考へられるならば、それ等の人には孝道を盡す義務はないかといふことになつて参り、孝は相對的となり打算

的となり絶対的の道徳でないといふことになりす。『父父たらずと雖も子は又子たらずるべからず』といふ支那の格言は生命を失つてしまふ。こゝに於て恩に報ずるといふことから一歩進めて、本に反る或は本に報ゆといふことにその理論的根拠を求めるのであります。總ての間は父母に依つて生れたものである。父母あつての自分の存在である。假令生れ落ちると同時に親の手を離れて少しも養育の恩を受けなくとも自分の存在といふ事それ自身が親の賜である。故に生命そのものをも親のために抛つてもそれは與へられたるものを本に返すのであるから子として何等悔ゆる所はない筈であります。況んやその上に山より高く海より深い養育の恩があり、且つ父母の無限の慈愛に浴して居るものが與へられたる生命の一部を以て親に奉仕するといふことは當然の事でありまして、何程奉仕しても奉仕し過ぎるといふ事はないのであります。然るに若し之と反對の考へを持つ人があるならば、それは人間としての價値が無いと言はれても致し方が無い。そこで元に酬ゆるといふことに孝道道徳の理論的根拠を求めるならば、その境遇その地位の如何に拘らずこの世に生きて居る、この世に生活して居るといふことそのことによつて總ての人は親に對して敬愛の誠を以て孝を盡す義務を持つて居るものであると

いふことになるのであります。

最後に孝道の道徳的價値が特に高い所以は何であるかといふと、それが道徳として最も純粹なものであるといふことであります。道徳として純粹であるといふことはどういふ意味であるかと申しますと、それは求める所がないといふことであります。如何なる善行も若し何か爲にする所があつて行つたものであるならばその道徳的價値の大部分は消えてしまふ。さういふ爲に行ふ所の慈善事業は之を決して悪いことゝはいはないが、道徳としての高い價値を持つて居るといふ譯に行かないのであります。或は戀愛は至純であるといふことを云ふ。然しながら之もよく考へて見ると求める所ある愛である。若し異性が自分に對して愛を返して呉れれば始めて満足するが自分の注いだ愛に對し相手の異性が背くならば愛が却て憤りになるといふことは男女間の戀愛が純でない、大いに求める所あるものであるからである。親に對する孝は父母に對する敬愛の誠を披瀝することでありす。たゞ敬愛をもつて上の人に仕へるに致しましても種々有る。例へば會社員がその會社の社長に仕へ、或は雇人がその主人に敬愛を以て仕へるといふ場合に於きまして、さうすることが社長から重用せられ、或は主人から可愛がられ

る所以である。それによつて立身出世しようといふ心持があるならばそれは決して純粹な敬愛とは言はれない。従つて道徳としての價値が餘り高くないといふことになる。所が子が父母に對して盡す所の敬愛の誠といふものには功利的な考へは少しも無いのであります。

道徳上の義務觀念から來るものであります。何故さういふことを言ふかと申しますと、父母がその子に對する愛といふものは人間としての本能であり、絶對的至情でありまして、その子が敬愛を以て自分に仕へて呉れるから一層その子が可愛い一層その子を愛してやるとか、或は充分に自分に仕へないから子供を愛しないと、さういふことは殆ど實際に於て無いのであります。言換へれば子供が自分の親から愛を受けるために、親に可愛がつて貰ふために親に孝を盡さなければならぬといふことは少しも無いのであります。そんなことをしないで親は全力を以て子を愛するのであります。世の諺に親不孝の子程可愛いといふことがあり、親に愛して貰ひたいといふ目的を以て親に對し孝道を盡すといふことはないのであります。即ち孝道は何等爲にする所のない純粹のものであるから、その道徳としての價値が最も高いといふことになると思ふのであります。

一三 我が國民道徳としての忠

以上申上げました所によりまして、忠義の道徳並に孝道道徳につきまして一般的に考へたその理論的根據が大體に明かになつたと考へるのであります。かういふ様な忠並に孝の理論は時と處との如何を問はず、普遍的に妥當するものである。所が國民道徳としての場合は自から異なる所があるのである。なぜかと申しますと、國民道徳はその國體に即したものであり、國體は國によつてそれ／＼違つた姿をもつて居るからであります。之から國民道徳としての忠孝、換言すれば、我日本の國に於ける特殊の忠孝の本質につき簡単に申上げて見たいと思ふのであります。

一般的に考へました忠と致しましては、たゞ國民がその國家の中樞に向つて奉仕し翼賛し歸一してその國家の目的を達成せしめ、その國家に孕まれる所の國民の共存共榮の實を擧ぐる事が出来ればそれでよいのでありまして、その奉仕し翼賛し歸一する所の對象が君主であつても大統領であつても、又その君主の家柄がどうかは、どこからどこに移つても差支へない

のであります。けれども我國に於きましては、忠義と申しますれば萬世一系の皇統をお繼ぎになつた所の天皇に對する場合に限られて居るのであります。他の言葉を以て申しますれば、主權者の地位に立たせられる方と致しましてはその家が絶對に一定して居るので、その一定の御血筋をお受けになつた天皇のみ日本國民の忠義觀念、忠義道德の對象たることが出来るのであります。その理由を詳しく申上げることが日本の國體を説明することになり、今日は時間がありませんから一切省略致します。

たゞ一つ大切なことは、我日本の國の忠義は日本國民の個有信仰である所の、祖先崇拜の信仰と切離すことの出来ない關係を持つて居ると云ふことであります。日本國民の信念から申しますれば、天皇はたゞ一個の人格者であらせられるのではなくして、皇祖天津神の御延長であり皇祖天津神と御一體であらせられるのであります。言葉を換へて言へば、皇祖皇宗御歴代の天皇今上陛下總てそれは一續き御一體のものであります。現在の天皇はたゞそれを代表又はその御一身に、全體を表現して居られるのであります。そこで日本國民の忠義の對象は單に現在奉戴して居る所の天皇陛下であるのみならず、天皇に依つて表現せられてゐる所のその御一

體全部であるのであります。たゞ現在は現御身としてはこの世にお在しませぬ皇祖皇宗に對し之に奉仕し之を翼賛するといふことは出来ないものでありますからその表現者であらせられる現在の天皇に奉仕し之を翼賛し、それに依つてその忠義の道を表現するのであります。かういふことは我祖先崇拜の信念を考ふることなくしては絶對に理解することが出来ないものであります。日本國民は祖先崇拜の信仰の實習の對象として三つの對象を持つてゐる。一は我家の始祖を對象とするものである。二は氏の始祖所謂氏神を對象とするものである。

幾つかの家族が集まつて出来てゐる所の共同始祖である。即ち氏人が共同に祀るのであります。氏の制度といふものが殆ど崩壊してしまつた今日に於きましては昔ながらの氏神祭といふものは見ることが出来ないが、その信念は矢張り國民の心の奥底に残存して居るのであります。又昔吾々祖先が氏神に奉仕したといふことは今日村々に存在して居る氏神といふ名前がその名残を止めて居ります。勿論今日の氏神といふのは昔の氏神とは其性質が變つてしまつて居りまして、その地方に於ける住民の保護神即ち産土神といふものになつて居りますが、尙何處に參りましても氏神と稱し氏子と言つて居るのは、氏族制度が榮えて居りました時に氏神祭が

全國に行貫つて居たことを證明するものであります。昔の此の氏族制度は今日は殆ど姿を失つてしまつたのでありますが、尙氏といふ觀念は臚氣ながらも國民の思想の中に残つて居ります。殊に看過してはならないことは、この昔の氏の制度は國家的に統一せられて所謂綜合家族制度の國家を構成して居るといふことであります。只今綜合家族制度の國家といふことを申しましたが、綜合家族制度の國家と申しますのは極く簡単に説明致しますと、日本國家全體が一つの氏子であり、天皇は全體の氏子の總本家であり、日本國民全體の總氏長者であらせられる。之れが所謂日本が綜合家族制の國家であるといふ意味なのであります。我日本の歴史の經過に依りまして國民の精神的融和統一が完全に遂げられた關係上國民の信念と致しましては、充分に日本の綜合家族制の國家であることを認める様になつたのであります。この國民信念に基礎を置いてゐる所の綜合家族制の國家の完成せられたことによりまして皇祖天津神は國民の信仰上、完全に國民全體の共通の祖先であらせられることになつてしまつたのであります。斯く致しまして先に申しました日本國民の祖先崇拜の對象としての、第三種である所の國祖に對する信仰が大成した譯であります。此の國家全體の、或は國民全體の始祖を以て我日本國民は

最高至上の神として尊崇するのであります。それは自分等國民の共同祖先であらせられるのみならず、我日本國家を創建せられ今日の榮え行く道を定められたことに對する國民の深き感謝の念を披瀝するためでもあります。その國民の共同祖先である皇祖天津神の御延長であり且又御一體であらせられ又その天津神が自ら御つくりになつた大日本帝國を親しくお授けになりましたその天皇に對する國民の奉仕翼賛は天津神に對する尊崇である。それは決して單なる報恩の意味でなくして祖先崇拜といふ宗教的觀念に基礎を置いてゐる所の崇敬を含めて居るのであります。故に我日本國民の天皇に對する忠義の觀念は天皇の徳不徳といふ様な事實に依つて少しもわすらはされるものではないのであります。如何なる場合にも動搖する事のない所の絕對的なものであります。此點が支那の忠義と根本的に違つて居る所であります。支那の君主の位が君徳主義又は有徳作王主義の上に立つて居るに對し、我日本の國は天皇の位が血統主義の上に立つて居る所以であります。又我國の國民の忠義は自分の家の祖先に對する祖先崇拜とも關係を持つて居ります。そのことは後の項に述べることに致します。

斯く日本の天皇の御位が血統主義の基礎の上に立つて居る。國民の忠義の信念が天皇の徳不

徳などに依つてわづらはされてゐない所の絶對的のものであるといふことは之は我國民道徳としての忠義といふものに極めて重大なる特色を興へるものであります。それは何であるかと申しますと、我國民道徳としての忠義は單なる道徳ではないのであります。その中に宗教的の意義を持つて居るといふことであります。寧ろ我國の忠義は一種の宗教であると言つた方が一層適切であるといふ様にも考へられます。日本國民の忠義が一種の宗教であるといふ事實は天皇を「現御神」或は「明つ御神」「現人神」などと申上げまして、天皇は生身の神であらせられるといふ思想と關聯して居ります。この「現御神」「明つ御神」「現人神」の思想は之は既に奈良朝以前から段々と發達致しまして奈良朝時代には既に完成致しました。今日も尙國民は判然頭に考へて居るとゐないとの差別はありますが、總ての國民がそれとなく抱いてゐる所の一つの思想であります。このことは實際的事實として證明されるのであります。日清或は日露の戰役に於きまして吾々は屢々さういふ事實を見て居る。即ち天祐に依つて戰ひに勝つといひ、天皇の御稜威に依つて勝ち天皇の特別の御威光に依つて戰爭に勝つといふ心持を現して居る。日露戰爭などに於きまして戰場に於て、非常に重傷を蒙り殆ど普通の場合なれば絶望である、とて

も快復の見込がないといふ様な場合に於きまして赤十字社から廻された繻帶でもつて手厚く所置され、そしてその繻帶が恩賜の繻帶である。皇后陛下御自ら下し賜つた繻帶であるといふことを承はつて非常に感激し、到底助からない筈の生命が助かつたといふ例は屢々傳へられて居ります。現に我々の學校に於て長く體操の教官をして居る池田といふ人があるが自らの體験として話して居る。左の肩から右のあばらに向つて銃丸で打貫かれそして一時昏倒して居つた。肺を貫いて居るので到底助かる筈がなかつた。丁度皇后陛下から賜つた恩賜の繻帶を以て處置された。後此のことを昏睡から覺めて聞き、非常に感激しそのために殆ど失はれて居つた元氣が勃然として湧いて參り、すつかり癒て只今體操の教師としていそしんで居るがどこに負傷して居るのか傷跡を見なければわからぬ程完全に癒つて居る。之等は日本國民の天皇を神と考へる思想を豫想しなければとても理解出来ないことと思ふのであります。又、明治天皇御大患に當りまして、毎日の新聞に發表される御容體を見た國民は非常に心配し皆さんも御承知の通り二重橋の前に國民が夜を徹して御平癒の祈願をこめた。之は外國人等を非常に感動させ外國の新聞にも詳細が出たが、この事はどう解すればよいか。明治天皇が御大病で將に御危険の

状態であるといふのであるから國民が赤誠を披瀝して伊勢神宮に祈願をこめるといふことならばわかつてゐる。それを御大患で御惱み遊ばされてゐる明治天皇に祈願をこめるといふことは一體どういふことであるか。たゞ御病氣を心配のあまり無意識にさうしたのであるかと言へば、之れは明治天皇は總ての天皇と同じく現身の人格者であらせられると同時に神で在す。將に此の世を神去りまさんとする天皇に對し、天皇御自身の神としての御力に依つて今一度此の世に止まつて頂き度いと云ふ考へを現すものである。それは天皇を神と考へる考へを豫想しなければ理解出来ない事である。吾々が病氣すれば醫者に頼り或は神に祈願するかも知れないが病人に對し祈願するとは普通の人間では考へられない。之は天皇が神であらせられるといふ信念から來てゐる。神去りまさんとして又國民の赤誠を感じられもう一度この世に歸りますことが出来る筈だといふ國民の信念が有るからこそ斯様な態に出るのである。之はとても外國人等には理解出来ない事實と考へます。斯う云ふ様な事は他の國の場合に於ては決して見る事は出来ない。日本國民の忠義といふことはさういふ道徳以外の宗教的の信念を有つて居る。忠義そのものは何處の國にも有る譯であるが、かういふ特殊の忠義といふことは日本以外に於ては決

して見ることが出来ないであります。之れが日本國民の忠義觀念の一つの重大なる特色であると思ふのであります。故に我日本國民の忠義は一切の功利的の考へから離れても尙且生々した生命を持ちつゝある所以であり、日本國民の忠義が絶対的のものであるといふのはかういふ譯から來るのであります。又外國人等が日本國民の忠義の觀念を充分に理解することが出来る。又之れを充分に説明することも容易でない。説明しても一通りはわかつても本當の所はなかく、わからない所以であると思ひます。一人格者である所の天皇に同じ人格者である國民が生命を投出して絶対奉仕するといふことは一種の奴隷道徳であるといふ様なことを一部の外國人が言つて居る——西洋かぶれの國民でそれを眞似て居る人もあります。之は我が特殊の忠義を解しないからである。以上國民道徳としての忠義の本質に就て大體明かにする事が出来たと考へるのであります。

次に我國民道徳としての孝道道徳の特色に就き簡単に考へて見ることに致します。

一四 我が國民道徳としての孝

此の孝道徳は人間として最初に接する所の親に對する道であるから、之れは發生的に申しますれば、忠の徳よりも一層根本的のものであり、第一次的のもものといふことは明かであります。又君民關係の存在しない所で親子の關係は必ず存在するのであるから、時と處の如何を問はず普遍的のものであるといふことはすでは澤柳氏が第一に擧げて居ることは先に申上げた通りであります。

斯の如く普遍道徳としての意味の極めて強い孝道徳であるが、而も我日本國民の道徳としての孝道には普遍的社會道徳としての孝道に於て見ることの出来ない一つの特徴を持つて居ります。それは我が日本の國の孝道徳には忠の場合と同じ様に祖先崇拜の信念と深い關係を持つて居る事であります。祖先崇拜の信仰を持つて居る吾國民の懐いて居る所の特殊の觀念は、祖先と子孫とが一體にして離れることの出来ないものであるといふことでもあります。言ひ換へれば、子孫は祖先の延長である、孫祖一體であるといふことでありまして、このことは先に忠義の場合に於て、皇室に就て述べた所と同じ理論の上に立つものであります。

之を祖孫一體の信念と言つて居ります。此の祖孫一體の信念は吾國家の家族制度をして一種

獨特のものたらしめて居ります。西洋の家族制度は夫婦關係を基礎として横の關係或は平面的の組織を以て成り立つて居るに反し、吾日本の國の家族は親子の關係を基礎とする所の縦の關係或は立體的の組織を以て成立して居るといふのはそこであります。こゝに親子といふのは單に現在の親と子との關係を意味して居るのではありません。その親と言ふ言葉は之を上へ遡つて、その一體となつて居る所の祖先をも含めて居る譯であります。即ち、日本に於ける家族は現在の父母の外に祖先をも加へて出来て居るのであります。本より今は世に無き祖先に現實的に奉仕し現實的に之と共に住む事は出来ぬ筈はないが精神的に祖先と同棲して居る。精神的に同棲して居るといふのは祖先の靈を以て吾々は吾々の家族生活の中に加へて居るのであります。「祖先に申譯がない」「祖先の顔に泥を塗る」かういふことを吾々は屢々申します。此は日本人獨特の言葉でかう云ふ言葉は、祖先の靈はその家族生活の中に加つて居るといふ日本人の信念を理解しなければ、到底理解することは出来ない言葉であります。家といふ觀念が西洋と日本に於て根本的に違つて居るのは之がためであります。西洋でいふハウス(家)之はたゞ家族が雨露を凌ぎ、その中で生活するために建てたもので、日本の言葉でいふ家とは全然意味

が違つて居る。それは只今申しました様な一種獨特の家族を本體として居る。そこで吾々が家と言ふ時には肝心の建物が無くてもよい。西洋では建物が無い家といふことは考へられない。日本人には家が無くても家がある。家が無くても家があるのはまだしも、日本國民の考へから言へば、家が無く、人が無く、財産が無く、何も無くても家が有る。

病氣か何かですつかり死に絶え一人も残つてゐない、財産も無ければ何にも無い、それでも家といふものが日本人の考へからすればあり得るのであります。例へば手近い例を取つて見ますれば、私の祖母の家を阿部と言つた。之れが全部死に絶えて居る。私の父が阿部家を再興するために色々準備して居つたが、私の弟がそれを立てる筈になつて居つた所がその弟も長逝したために私の父はその目的を達しなかつた。そこで私がその後を引受け私の子供の内から一人阿部家を立てさせる譯である。その家には勿論人はゐない。財産も無い。それで阿部といふ家があるのであつて、私の小供がそれを具體化するのである。所が西洋人には之が何のことかわからない。家もなく人もなく何にもなくして家がある。かういふことは日本の獨特のものである。親の後を繼ぐ時に家督相續といふ事があるが、西洋人には之のことが何だかわからな

い。家督相續は日本だけである。家といふものは永久に消えない。建物はなく人も財産もなくなつても家は依然として存して居ると云ふ事は祖先崇拜の信念に基づく所の特別の意味を解しなければ到底わからないのであります。我家族制度の性質が斯様な獨特のものであるから、父母に對する孝道はその死亡の後に迄續くといふことは勿論その父母と一體であると看做し、精神的に同じ家に同棲してその家族生活の内に取入れられて居る祖先に迄その孝道は通るのであります。勿論既に世に亡い所の祖先に對し存在中の父母に對すると同じ様に孝養を盡すことは不可能であります。然もその御靈を祭り、之を慰める、之が祖先崇拜の道であります。即ち孝道は我國に於きましては遡つて祖先崇拜となるのであります。之を逆に言へば祖先崇拜は孝道の延長であるといふことになるのであります。即ち日本の祖先崇拜は宗教であると同時に道徳である。孝道は道徳であると同時に、祖先崇拜の道であり、宗教であるといふことになつて居る。神武天皇即位四年に鳥見山に皇祖天津神を祀り給はつた時の詔勅の中に、一我天祖の靈や天より降り降り降して朕が身を光し助け給へり、宜しく天つ神を祀りて大孝を申ふべきなり」といふ言葉があるのは日本の孝道と祖先崇拜との關係を最も鮮かに示して居るものであ

ります。國の孝道は祖先崇拜の信仰と關係を持つて居るのでありまして、即ち忠の場合と同じ様に同じ立場よりいたしまして單なる道德でなくして一種の宗教的意味を加味して居るといふ所の我が日本の孝道道德の特色があるのであります。

かういふ風に我國の孝道は祖先崇拜と密接な關係を持つて居るといふことは、忠と同じく孝道が我が日本の國體の基礎になつて居る所以であります。國民道德として國體に即して發達したのであるから、國民道德としての孝道道德が國體の基礎となるのは當然で一般社會道德としての孝道の外に特殊道德としての孝道が存する所以がこゝにあります。孝道が忠であると共に我國民道德の基礎であり又國體の基礎であるといふ所以をもつとはつきり言へば、孝道と我が神道信仰の中核である所の祖先崇拜の信念とが結びついて、我が獨特の家族制度所謂立體的の家族制度を構成いたしましたして、それがその基礎となりまして所謂綜合家族制度の國家を構成する。その綜合家族制度は我が國家の獨特の忠義觀念を形作り、そして日本國民道德の忠義觀念こそは實に我が優秀の國體の最も重なる要素をなして居るのであります。

一五 忠孝一致

斯く國民道德としての忠も孝道も道德であると同時に一種の宗教であるといふことをその特色とするものであると同時に、その兩者が二つにして一つであるといふことが我が國民道德上の特別の事實として大切なことになつて居るのであります。之れを「忠孝一致」とも「忠孝一本」とも申して居ります。この忠孝一本に就ては藤田東湖がその著弘道館記述義等にも述べて居る。それは忠も孝も共に人間の誠から出たものであるといふことを以てその理由と致して居ります。更に進んで次の如く申して居る。孝子がその身を慎むや、身體髮膚すら敢へて毀損しないのであるから、自分が持つて居る所の大義を傷つける様なことは決してない筈である。然らば進んで君に仕へ大義を全うするといふことは取りも直さず親に孝なる所以である。子が親を養ひ以て孝を盡すといふことは取りも直さず上に忠なる所以である。そこで忠と孝とは一つである。然るに忠孝二つながら全うすることが難しいといふ説を立てるものはかういふことを言つて居る。家に居つて親を養ふ時には身を國に致すことが出来ないといふのである。之は公

にあるのが忠であるといふことを知つて己れの道を盡すことが大なる忠であることを知らないのである。又「死を以て國に殉ずる時は父母に盡すことが出来ない」と言ふ。之れは父母に對して孝養を盡すことを知つて身を殺して仁をなすことが最も大なる孝であることを知らないのである。かういふ風に藤田東湖は申して居ります。

斯の如く君國の爲に身を捨てるといふことが決して孝に背く所以でないといふことは、もつと早くから戰國時代即永正七年に何人かに依つて著れた慈元抄等にも見えて居ります。然し是等の忠孝一致論は一般的に論じたものでありまして、我が國民道徳として見た特色を明かにしてゐないのであります。此の忠孝一致の道理は我が國體に基礎を置いてゐる。即ち萬世一系といふ事實と綜合家族制の國家であるといふ事と、祖先崇敬の信仰とに依つて始めて忠孝一致の大道は成立してゐるのであります。この忠孝一致忠孝一本の理論が明かにせられたのは國體に關する研究が進んでからであります。もつとはつきり言へば明治三十年代の終りからなのであります。國體を基礎とした忠孝一致論は既に多くの學者が之れを論じて居る所でありまして、今一々それ等を御紹介申し上げる必要もなし又時間もありませんが、要するに君に忠を盡

すといふことはやがて天皇に依つて表現せられて居る所の皇祖天津神に仕へる所以であり、皇祖天津神に仕へることは取りも直さず自分等國民の大祖に仕へる事になるといふのがその歸結であります。若し支那の如く革命の行はれた國であれば忠孝一致といふことは成立しないのであります。何となれば現在の君に忠を盡すといふことは父母の仕へた所の君の敵に忠を盡すことになり祖先の心を繼がんとすれば現在の君に背かねばならないといふことになるからである。我國の如き國體にあつては此の心配は全くないのであります。親に孝を盡すことは我國體の基礎的家族制度を守る所以である。それはやがて我皇室を擁護する所以であります。故に日本の國に於きましては忠孝兩全に困る場合は絶対にないのであります。かの平重盛が忠ならんと欲すれば孝ならず、孝ならんと欲すれば忠ならず、重盛の進退之れ谷まれり、と言つたことが見えて居るが、之れは考へ誤りである。即ち此の際重盛としては躊躇することなく己れの兵を率ゐて以て父の暴擧を抑へつける事が即ち孝を全うする所以であるのであります。それに氣のつかなかつた重盛は惜しみても餘りあると考へるのであります。

昭和八年二月十二日印刷
昭和八年二月十五日發行

講述者 清原貞雄

岡山縣淺口郡金光町大字占見新田四六ノ一地

發行人 內田律爾

岡山市南方三百三十九番地

印刷人 國府武司

岡山縣淺口郡金光町大字大倉三百七十六番地

金光教本部 內

發行所 金光教青年會聯合本部

終